

【新規1】年貢米を集積した御蔵の繁栄を今に伝える小矢部川河口部の在郷町

高岡市吉久伝統的建造物群保存地区

所在地 富山県高岡市吉久二丁目及び三丁目の各一部

面積 約4.1ヘクタール

選定基準 (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの

高岡市は富山県北西部にあり、市街地は市域北部の射水平野に広がる。保存地区は、市域の北東部、小矢部川と庄川に挟まれた河口部に位置する。

高岡は慶長14年(1609)、前田利長が高岡城を築いたことに始まり、廃城後も、米や綿など射水・砺波郡の物資集散地として栄えた。加賀藩の年貢米は水運の便のある河川沿いや主要街道沿いに設置された「御蔵」と呼ばれた収納蔵に一時集積された。吉久新村は、伏木湊のやや上流に御蔵が設けられたことを契機に承応4年(1655)に形成された町である。

江戸時代の吉久新村は、御蔵に勤める役人とともに、農業を営みつつ御蔵の業務を兼業した人々が居住し、賑わいをみせた。近代に御蔵は廃止されたが、米穀商や倉庫業などが続けられ栄えた。その後、町並み周辺は開発されたが、往来沿いでは江戸時代後期までに形成された地割が良く残る。

保存地区は中央を南西から北東に緩やかに湾曲しながら通る放生津往来に沿って、江戸時代から昭和30年代までに建てられた切妻造平入の町家が残し、まとまりある町並みを形成している。主屋は、一階は通り土間を設けず、間口いっぱいには部屋を設けるものが多く、一部ではミセの床板を一時的に撤去し、脱穀等の作業場とするものがある。正面一階は厚板葺の腕木庇を付し、床上部は出格子構えとするものが多い。二階の壁は真壁造漆喰塗として柱と貫を現し、上部に長押を打つ形式を基本とする。二階表側の部屋を物置(アマ)として使用する場合は、壁面に窓を設けず、閉鎖的で独特な表構えとする。

高岡市吉久伝統的建造物群保存地区は、江戸時代に吉久御蔵を中核として形成された在郷町で、御蔵が失われて以降も米穀商を中心に栄えた。放生津往来沿いに、江戸時代後期までに形成された地割とともに、江戸時代後期から近代に建てられた当地域独特の切妻造平入の町家が残し、高岡の小矢部川河口部に栄えた在郷町の歴史的風致を良く伝える。

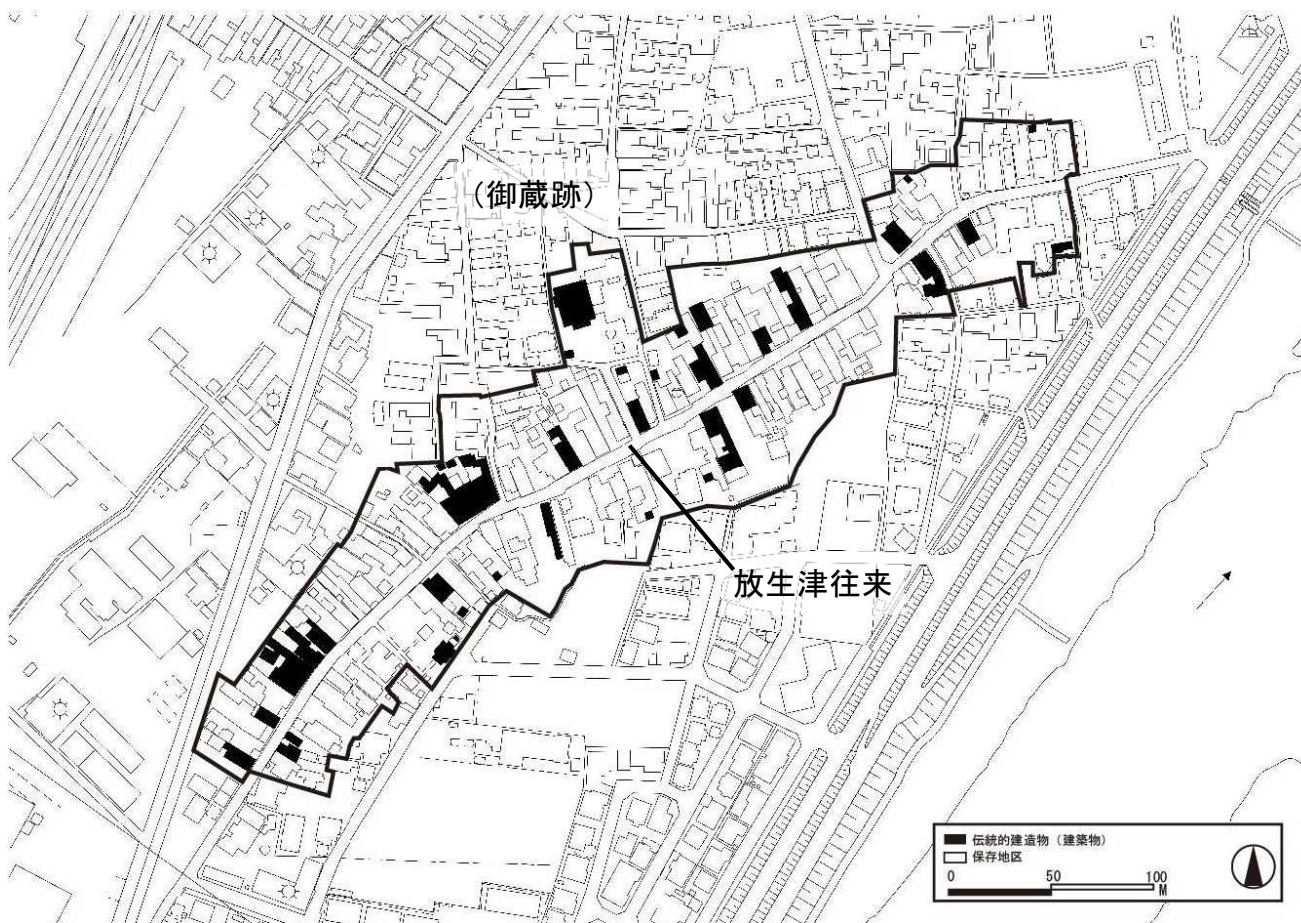


【写真1】切妻造平入で、二階の柱と貫を現した
当地域特有の町家が並ぶ町並み



【写真2】通りに沿って町家が並び、在郷町のま
とまりある景観をつくる

(写真1, 写真2 共に提供は高岡市教育委員会)



高岡市吉久伝統的建造物群保存地区の範囲

【新規2】寺院が並ぶ風格ある寺町と近代の繁栄を示す商家の町並み

津山市城西伝統的建造物群保存地区

所在地 岡山県津山市坪井町、上紺屋町、宮脇町、西今町、西寺町、茅町、
鉄砲町及び小田中の各一部

面積 約12.0ヘクタール

選定基準 (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの

津山市は岡山県北東部の美作地方に位置する。津山は古代から美作地方の中心地で、慶長8年(1603)に森忠政が城と城下を築いた。城下町は、城を中心に南寄りを東西に通る出雲往来に沿って広がり、武家地は城の近辺に、町人地は出雲往来沿いに、寺町は町人地外側に設けられた。近代には、鉄道の開通により旧城下町の南西に駅が開業し、旧城下町西部は「津山銀座」と呼ばれ賑わいをみせ、現在も出雲往来沿いを中心に伝統的な建造物が多く残る。

保存地区は、旧城下町西部の寺町と、出雲往来沿いの商家町からなり、往来沿いには大規模な寺院や伝統的な町家が建ち並ぶ。寺町は江戸時代の町割を良く残し、寺院は出雲往来及び南北街路に面して寺地を占め、保存地区内には築城以来17世紀半ばまでに所在した15箇寺中13箇寺が残る。境内は周囲を塀で囲み、街路に面して楼門等を構える。寺院本堂は、17世紀前期から近代に至る各時代、各宗派のものが良く残り、藩主の菩提寺をはじめ、境内全体として江戸時代の様相を良く伝える。商家町は往来沿いの短冊形の敷地に、切妻造平入、棧瓦葺、二階建てで、二階に袖壁を設けた主屋等、江戸時代後期から昭和30年代までに建てられた伝統的建造物が多く残り、近代の銀行建築である作州民芸館(旧土居銀行津山支店)とともに近代の繁栄を見ることができる。

津山市城西伝統的建造物群保存地区は、津山城下町の西部に成立、発展した寺町及び商家町である。出雲往来を軸とした江戸時代以来の地割の姿を良く保持し、寺町は、藩主の菩提寺をはじめ、江戸時代の様相を伝える伽藍とともに、17世紀以降各時代、各宗派の寺院建築が良く残る。また、商家町は、往来沿いに近代の発展を示す伝統的な町家が連続して残る。江戸時代から近代にかけて旧城下町に発展した寺町、商家町の歴史的風致を良く伝える。

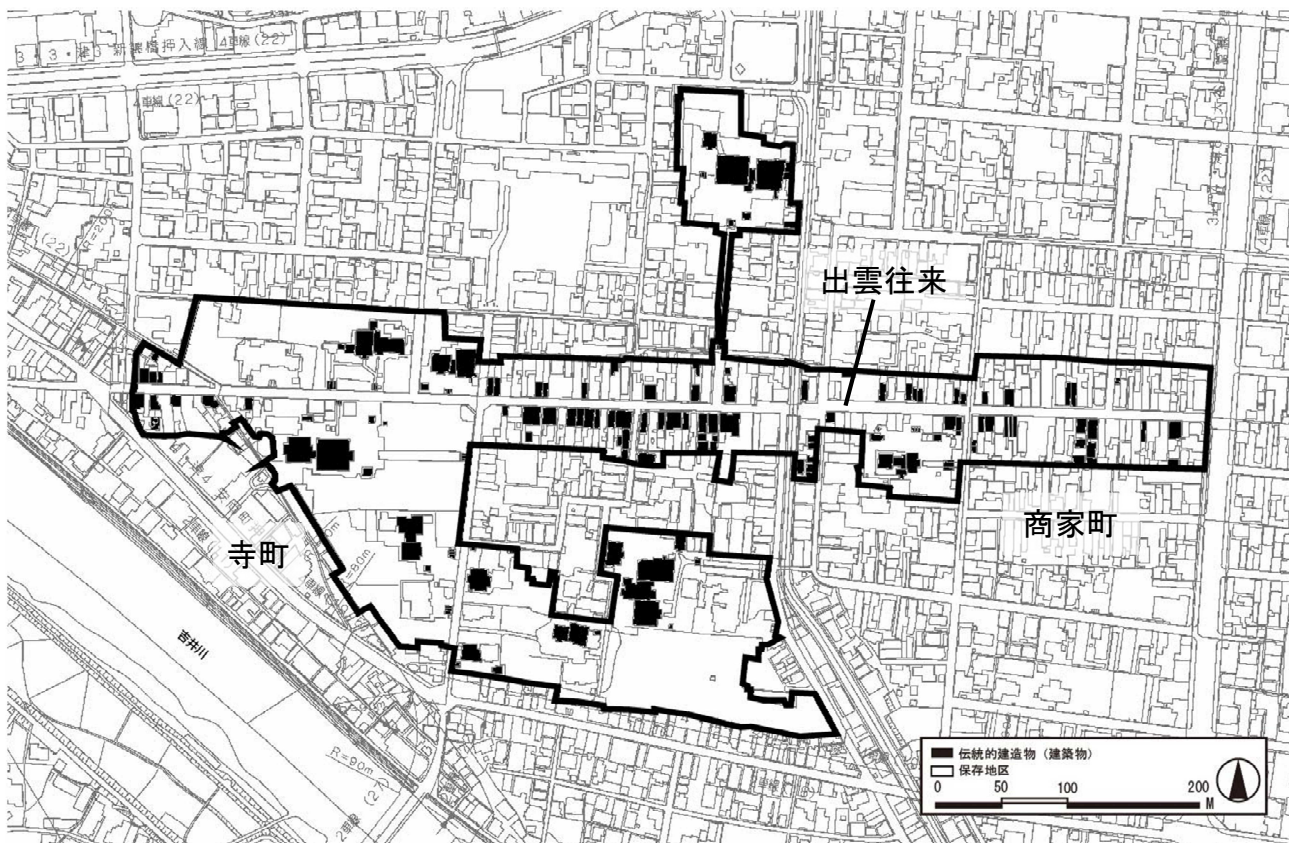


【写真 1】 寺町の街路沿いに寺院が建ち並ぶ



【写真 2】 出雲往来沿いの伝統的な町家

(写真 1, 写真 2 共に提供は津山市)



津山市城西伝統的建造物群保存地区の範囲

【新規3】江戸時代の旧本陣と旧脇本陣が揃って残る稀有な山陽道の宿場町

や かげちょう や かげじゆく 矢掛町 矢掛宿 伝統的建造物群保存地区

所在地 岡山県おだぐん小田郡矢掛町字矢掛及び字おばやし小林の各一部

面積 約11.5ヘクタール

選定基準 (二) 伝統的建造物群及び地割ちわりがよく旧態を保持しているもの

矢掛町は、岡山県の南西部、瀬戸内海よりやや内陸の盆地に位置し、保存地区は小田川おだがわの北岸に位置する。この地域一帯は、備中びっちゅう南西部における古くからの交通の要所で、戦国期末期には毛利氏もうりが治めた。江戸時代には幕府領となるが、領主は度々代わり、元禄12年げんろく(1699)以降は庭瀬藩にわせはんとなり板倉氏の所領となった。

矢掛宿は幕府の宿駅整備に伴い、山陽道の敷設とともに遅くとも寛永10年かんえい(1633)までには新たな宿場として設置されたと考えられる。江戸時代の矢掛宿は、北と東を水路で限り、東町、中町、西町に区分され、山陽道に沿って整然とした町並みが形成されていた。近代に入り山陽本線の開通により山陽道の交通量は徐々に減少したが、大正10年には西方に駅が開業し、備中南西部の中心的な商業地として繁栄した。昭和40年代に河川沿いにバイパスが通されたが、これ以外に大きな改変はなく、江戸時代後期の地割を良く残す。

保存地区内には重要文化財に指定されている旧矢掛本陣石井家住宅及び旧矢掛脇本陣たか草家住宅とともに、軒裏まで漆喰しっくいで塗込められた重厚な町家が良く残る。主屋は、妻入つまいりと平入ひらいりが混在し、間口が三間以下は入母屋造妻入いりもやづくり、三間を超えると切妻造平入きりづまづくりが多く、入母屋造平入もみられ、変化ある屋並みをつくる。つし二階建てまたは二階建てで屋根を本ほん瓦がわらぶき葺とし、昭和期以降は棧瓦葺さんがわらとする。また、主屋の奥には付属屋や土蔵も密度高く残り、洋風建築や正面を洋風意匠とするいわゆる看板建築も残る。

矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区は、江戸時代初期に設置された山陽道の宿場町で、直線的な街道に沿って、江戸時代後期までに形成された地割の姿をよく留めている。町並みには妻入と平入の町家が混在して多様な屋並みをつくり、漆喰塗込の重厚な町家など、江戸時代から近代に建てられた伝統的建造物群が良く残る。全国でも重要文化財の旧本陣と旧脇本陣が揃って残る唯一の町並みで、山陽道の宿場町の歴史的風致を形成する。

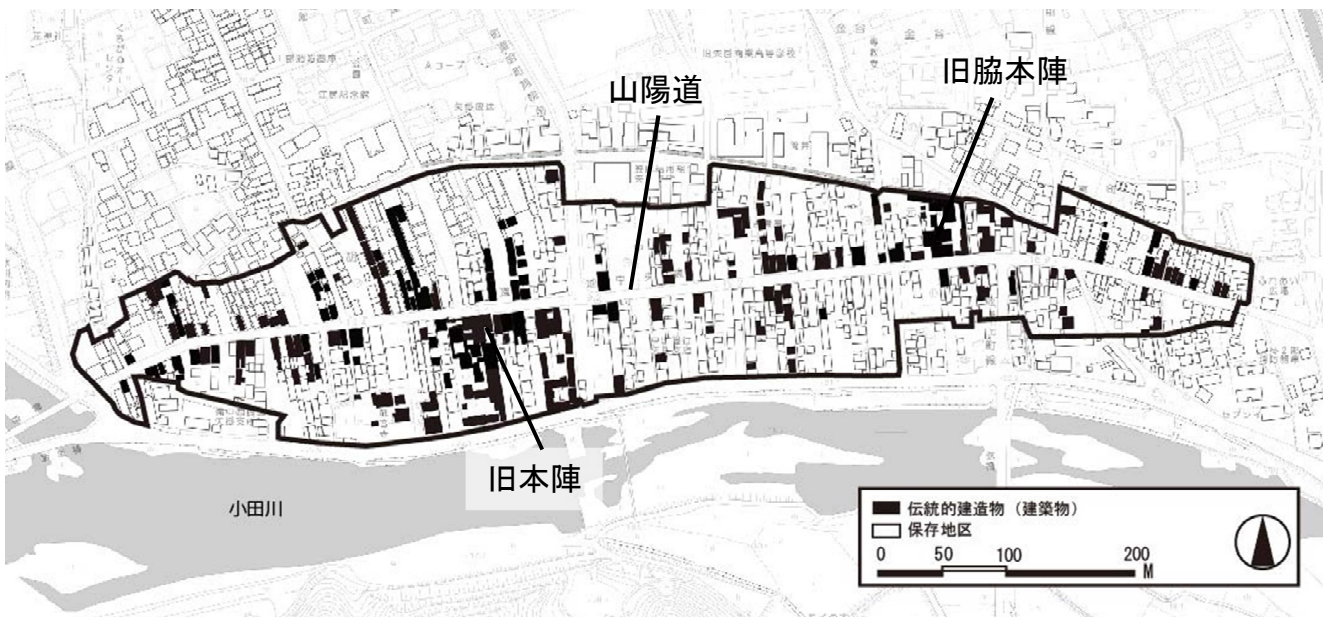


【写真1】妻入と平入の町家が混在する町並み



【写真2】街道沿いに漆喰塗込の重厚な町家が旧本陣や旧脇本陣とともに残る

(写真1, 写真2 共に提供は矢掛町教育委員会)



矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区の範囲

【参考資料】

・重要伝統的建造物群保存地区の数

	現在	官報告示後
重要伝統的建造物群保存地区数 (所在都道府県数) (所在市町村数)	120地区 43道府県 100市町村	123地区 43道府県 101市町村

・重要伝統的建造物群保存地区一覧（官報告示後）

No	道府県	地区名称	種別	選定 (追加選定)	選定 基準	面積(ha)
1	北海道	函館市元町末広町	港町	平 1. 4.21	(三)	14.5
2	青森	弘前市仲町	武家町	昭53. 5.31	(二)	10.6
3	青森	黒石市中町	商家町	平17. 7.22	(一)	3.1
4	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路	武家町	平13. 6.15	(二)	34.8
5	宮城	村田町村田	商家町	平26. 9.18	(一)	7.4
6	秋田	横手市増田	在郷町	平25.12.27	(二)	10.6
7	秋田	仙北市角館	武家町	昭51. 9. 4	(二)	6.9
8	福島	喜多方市小田付	在郷町・醸造町	平30. 8.17	(二)	15.5
9	福島	下郷町大内宿	宿場町	昭56. 4.18	(三)	11.3
10	福島	南会津町前沢	山村集落	平23. 6.20	(三)	13.3
11	茨城	桜川市真壁	在郷町	平22. 6.29	(二)	17.6
12	栃木	栃木市嘉右衛門町	在郷町	平24. 7. 9	(二)	9.6
13	群馬	桐生市桐生新町	製織町	平24. 7. 9	(二)	13.4
14	群馬	中之条町六合赤岩	山村・養蚕集落	平18. 7. 5	(三)	63.0
15	埼玉	川越市川越	商家町	平11.12. 1	(一)	7.8
16	千葉	香取市佐原	商家町	平 8.12.10	(三)	7.1
17	新潟	佐渡市宿根木	港町	平 3. 4.30	(三)	28.5
18	富山	高岡市山町筋	商家町	平12.12. 4	(一)	5.5
19	富山	高岡市金屋町	鋳物師町	平24.12.28	(一)	6.4
20	富山	高岡市吉久	在郷町	—	(二)	4.1
21	富山	南砺市相倉	山村集落	平 6.12.21	(三)	18.0
22	富山	南砺市菅沼	山村集落	平 6.12.21	(三)	4.4
23	石川	金沢市東山ひがし	茶屋町	平13.11.14	(一)	1.8
24	石川	金沢市主計町	茶屋町	平20. 6. 9	(一)	0.6
25	石川	金沢市卯辰山麓	寺町	平23.11.29	(二)	22.1
26	石川	金沢市寺町台	寺町	平24.12.28	(二)	22.0
27	石川	輪島市黒島地区	船主集落	平21. 6.30	(二)	20.5

28	石川	加賀市加賀橋立	船主集落	平17.12.27	(二)	11.0
29	石川	加賀市加賀東谷	山村集落	平23.11.29	(三)	151.8
30	石川	白山市白峰	山村・養蚕集落	平24.7.9	(三)	10.7
31	福井	小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	平20.6.9	(二)	19.1
32	福井	若狭町熊川宿	宿場町	平8.7.9	(三)	10.8
33	山梨	甲州市塩山下小田原上条	山村・養蚕集落	平27.7.8	(三)	15.1
34	山梨	早川町赤沢	山村・講中宿	平5.7.14	(三)	25.6
35	長野	長野市戸隠	宿坊群・門前町	平29.2.23	(二)	73.3
36	長野	塩尻市奈良井	宿場町	昭53.5.31	(三)	17.6
37	長野	塩尻市木曾平沢	漆工町	平18.7.5	(二)	12.5
38	長野	千曲市稲荷山	商家町	平26.12.10	(二)	13.0
39	長野	東御市海野宿	宿場・養蚕町	昭62.4.28	(一)	13.2
40	長野	南木曾町妻籠宿	宿場町	昭51.9.4	(三)	1,245.4
41	長野	白馬村青鬼	山村集落	平12.12.4	(三)	59.7
42	岐阜	高山市三町	商家町	昭54.2.3 (平9.5.29)	(一)	4.4
43	岐阜	高山市下二之町大新町	商家町	平16.7.6	(一)	6.6
44	岐阜	美濃市美濃町	商家町	平11.5.13	(一)	9.3
45	岐阜	恵那市岩村町本通り	商家町	平10.4.17	(三)	14.6
46	岐阜	郡上市郡上八幡北町	城下町	平24.12.28	(三)	14.1
47	岐阜	白川村荻町	山村集落	昭51.9.4	(三)	45.6
48	静岡	焼津市花沢	山村集落	平26.9.18	(三)	19.5
49	愛知	名古屋市有松	染織町	平28.7.25	(一)	7.3
50	愛知	豊田市足助	商家町	平23.6.20	(一)	21.5
51	三重	亀山市関宿	宿場町	昭59.12.10	(三)	25.0
52	滋賀	大津市坂本	里坊群・門前町	平9.10.31	(三)	28.7
53	滋賀	彦根市河原町芹町地区	商家町	平28.7.25	(二)	5.0
54	滋賀	近江八幡市八幡	商家町	平3.4.30	(一)	13.1
55	滋賀	東近江市五個荘金堂	農村集落	平10.12.25	(三)	32.2
56	京都	京都市上賀茂	社家町	昭63.12.16	(三)	2.7
57	京都	京都市産寧坂	門前町	昭51.9.4 (平8.7.9)	(三)	8.2
58	京都	京都市祇園新橋	茶屋町	昭51.9.4	(一)	1.4
59	京都	京都市嵯峨鳥居本	門前町	昭54.5.21	(三)	2.6
60	京都	南丹市美山町北	山村集落	平5.12.8	(三)	127.5
61	京都	伊根町伊根浦	漁村集落	平17.7.22	(三)	310.2
62	京都	与謝野町加悦	製織町	平17.12.27	(二)	12.0
63	大阪	富田林市富田林	寺内町・在郷町	平9.10.31 (平30.8.17)	(一)	12.9

64	兵庫	神戸市北野町山本通	港町	昭55. 4. 10	(一)	9. 3
65	兵庫	豊岡市出石	城下町	平19. 12. 4	(二)	23. 1
66	兵庫	篠山市篠山	城下町	平16. 12. 10	(二)	40. 2
67	兵庫	篠山市福住	宿場町・農村集落	平24. 12. 28	(三)	25. 2
68	兵庫	養父市大屋町大杉	山村・養蚕集落	平29. 7. 31	(三)	5. 8
69	兵庫	たつの市龍野	商家町・醸造町	令 1. 12. 23	(一)	15. 9
70	奈良	橿原市今井町	寺内町・在郷町	平 5. 12. 8	(一)	17. 4
71	奈良	五條市五條新町	商家町	平22. 12. 24	(一)	7. 0
72	奈良	宇陀市松山	商家町	平18. 7. 5	(一)	17. 0
73	和歌山	湯浅町湯浅	醸造町	平18. 12. 19	(二)	6. 3
74	鳥取	倉吉市打吹玉川	商家町	平10. 12. 25 (平22. 12. 24)	(一)	9. 2
75	鳥取	大山町所子	農村集落	平25. 12. 27	(三)	25. 8
76	島根	大田市大森銀山	鉦山町	昭62. 12. 5 (平19. 12. 4)	(三)	162. 7
77	島根	大田市温泉津	港町・温泉町	平16. 7. 6 (平21. 12. 8)	(二)	36. 6
78	島根	津和野町津和野	武家町・商家町	平25. 8. 7	(二)	11. 1
79	岡山	倉敷市倉敷川畔	商家町	昭54. 5. 21 (平10. 12. 25)	(一)	15. 0
80	岡山	津山市城東	商家町	平25. 8. 7	(一)	8. 1
81	岡山	津山市城西	寺町・商家町	—	(二)	12. 0
82	岡山	高梁市吹屋	鉦山町	昭52. 5. 18	(三)	6. 4
83	岡山	矢掛町矢掛宿	宿場町	—	(二)	11. 5
84	広島	呉市豊町御手洗	港町	平 6. 7. 4	(二)	6. 9
85	広島	竹原市竹原地区	製塩町	昭57. 12. 16	(一)	5. 0
86	広島	福山市鞆町	港町	平29. 11. 28	(二)	8. 6
87	山口	萩市堀内地区	武家町	昭51. 9. 4 (昭53. 5. 31)	(二)	55. 0
88	山口	萩市平安古地区	武家町	昭51. 9. 4 (平 5. 12. 8)	(二)	4. 0
89	山口	萩市浜崎	港町	平13. 11. 14	(二)	10. 3
90	山口	萩市佐々並市	宿場町	平23. 6. 20	(二)	20. 8
91	山口	柳井市古市金屋	商家町	昭59. 12. 10	(一)	1. 7
92	徳島	美馬市脇町南町	商家町	昭63. 12. 16	(一)	5. 3
93	徳島	三好市東祖谷山村落合	山村集落	平17. 12. 27	(三)	32. 3
94	徳島	牟岐町出羽島	漁村集落	平29. 2. 23	(三)	3. 7
95	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	昭60. 4. 13	(三)	13. 1
96	愛媛	西予市宇和町卯之町	在郷町	平21. 12. 8	(二)	4. 9
97	愛媛	内子町八日市護国	製蠟町	昭57. 4. 17	(三)	3. 5
98	高知	室戸市吉良川町	在郷町	平 9. 10. 31	(一)	18. 3

99	高知	安芸市土居廓中	武家町	平24. 7. 9	(二)	9. 2
100	福岡	八女市八女福島	商家町	平14. 5. 23	(二)	19. 8
101	福岡	八女市黒木	在郷町	平21. 6. 30	(三)	18. 4
102	福岡	うきは市筑後吉井	在郷町	平 8. 12. 10	(三)	20. 7
103	福岡	うきは市新川田籠	山村集落	平24. 7. 9	(三)	71. 2
104	福岡	朝倉市秋月	城下町	平10. 4. 17	(二)	58. 6
105	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町	港町・在郷町	平18. 7. 5	(二)	2. 0
106	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿	醸造町	平18. 7. 5	(一)	6. 7
107	佐賀	嬉野市塩田津	商家町	平17. 12. 27	(二)	12. 8
108	佐賀	有田町有田内山	製磁町	平 3. 4. 30	(三)	15. 9
109	長崎	長崎市東山手	港町	平 3. 4. 30	(二)	7. 5
110	長崎	長崎市南山手	港町	平 3. 4. 30	(二)	17. 0
111	長崎	平戸市大島村神浦	港町	平20. 6. 9	(二)	21. 2
112	長崎	雲仙市神代小路	武家町	平17. 7. 22	(二)	9. 8
113	大分	日田市豆田町	商家町	平16. 12. 10	(二)	10. 7
114	大分	杵築市北台南台	武家町	平29. 11. 28	(二)	16. 1
115	宮崎	日南市飢肥	武家町	昭52. 5. 18	(二)	19. 8
116	宮崎	日向市美々津	港町	昭61. 12. 8	(二)	7. 2
117	宮崎	椎葉村十根川	山村集落	平10. 12. 25	(三)	39. 3
118	鹿児島	出水市出水麓	武家町	平 7. 12. 26	(二)	43. 8
119	鹿児島	薩摩川内市入来麓	武家町	平15. 12. 25	(二)	19. 2
120	鹿児島	南さつま市加世田麓	武家町	令 1. 12. 23	(二)	20. 0
121	鹿児島	南九州市知覧	武家町	昭56. 11. 30	(二)	18. 6
122	沖縄	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	平12. 5. 25	(三)	21. 4
123	沖縄	竹富町竹富島	島の農村集落	昭62. 4. 28	(三)	38. 3
合 計			43道府県100市町村120地区			3, 960
合 計 (新規選定候補を含む)			43道府県101市町村123地区			3, 988

- ・重要伝統的建造物群保存地区選定基準（昭和50年11月20日文部省告示第157号）
 伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの
 - (一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
 - (二) 伝統的建造物群及び地割ちわりがよく旧態を保持しているもの
 - (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの